

自主的避難等対象区域（福島市）から平成23年10月に避難を開始した申立人らについて、避難費用、生活費増加費用等のほか、原発事故以前に締結していた福島市内の自宅の新築工事請負契約を避難直後に合意解約したことにより発生した解約金について全額の賠償を認める和解が成立した事例。

1066

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 平成23年分

- (1) 避難費用（交通費）
（平成23年3月11日から同年12月末日）
- (2) 避難費用（面会交通費）
（平成23年3月11日から同年12月末日）
- (3) 避難費用（宿泊謝礼）
（平成23年3月11日から同年12月末日）
- (4) 避難費用（町内会費）
（平成23年3月11日から同年12月末日）
- (5) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
（平成23年3月11日から同年12月末日）
- (6) 生活費増加費用（家財道具購入費用）
（平成23年3月11日から同年12月末日）
- (7) 新築工事の解約金
（平成23年3月11日から同年12月末日）
- (8) 就労不能損害（X2分）
（平成23年12月1日から同月末日）
- (9) 精神的損害
（平成23年3月11日から同年12月末日）

2 平成24年分・平成25年分・平成26年分

- (1) 避難費用（面会交通費）
（平成24年1月1日から平成25年12月末日）
- (2) 避難費用（町内会費）
（平成24年1月1日から平成26年3月末日）
- (3) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
（平成24年1月1日から平成25年4月末日）
- (4) 就労不能損害（X2分）
（平成24年1月1日から同年5月末日）
- (5) ガイガーカウンター購入費用

(平成24年1月1日から平成26年3月末日)

(6) 避難雑費

(平成24年1月1日から平成26年3月末日)

3 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金6,697,678円の支払義務があることを認める。

(内訳)

1 平成23年分

(1) 避難費用 (交通費)	56,000円
(2) 避難費用 (面会交通費)	134,400円
(3) 避難費用 (宿泊謝礼)	40,000円
(4) 避難費用 (町内会費)	900円
(5) 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	110,000円
(6) 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	300,000円
(7) 新築工事の解約金	1,000,000円
(8) 就労不能損害 (X2分)	200,000円
(9) 精神的損害	680,000円

2 平成24年分・平成25年分・平成26年分

(1) 避難費用 (面会交通費)	819,200円
(2) 避難費用 (町内会費)	8,100円
(3) 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	480,000円
(4) 就労不能損害 (X2分)	1,000,000円
(5) ガイガーカウンター購入費用	54,000円
(6) 避難雑費	1,620,000円
3 本件和解仲介に関する弁護士費用	195,078円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金1,960,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(第1記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申

立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年4月7日

（仲介委員 坂井雄介）